

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和二年五月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡府中町字大谷二三六九番、二三七二番、二三七三番、山田五丁目二三七〇番一、字小勝負山三六四番、字掲倉山三八七番七の一部、三八七番八の一部、字小勝負山三六四番地先から字大谷二三六九番地先里道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安芸郡府中町山田五丁目四番一号

出雲大社 広島分祠 代表役員 新 安隆